

# 精神保健指定医とは

- 精神保健指定医制度は昭和62年の精神衛生法改正（精神保健法の成立）により創設された。
- 精神科医療においては、本人の意思によらない入院や、一定の行動制限を行う事があるため、これらの業務を行う医師は、患者の人権にも十分に配慮した医療を行うに必要な資質を備えている必要がある。  
そのため、一定の精神科実務経験を有し、法律等に関する研修を終了した医師のうちから、厚生労働大臣が「精神保健指定医」を指定し、これらの業務を行わせることとしたものである。

## 【精神保健指定医 精神保健福祉法第18条】

厚生労働大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

- 一 五年以上診断又は治療に従事した経験を有すること。
- 二 三年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有すること。
- 三 厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有すること。
- 四 厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（申請前三年以内に行われたものに限る。）の課程を修了していること。

# 精神保健指定医の職務について

|       |                                                      |                              |
|-------|------------------------------------------------------|------------------------------|
| 【入院時】 | ○ 1. 措置入院、緊急措置入院時の判定                                 | 法第29条第1項<br>法第29条の2第1項       |
|       | 2. 医療保護入院時の判定                                        | 法第33条第1項                     |
|       | 3. 応急入院時の判定                                          | 法第33条の7第1項                   |
| 【入院中】 | 4. 措置入院者の定期病状報告に係る診察                                 | 法第38条の2第1項                   |
|       | 5. 医療保護入院者の定期病状報告に係る診察                               | 法第38条の2第2項                   |
|       | 6. 任意入院者の退院制限時の診察                                    | 法第21条第3項                     |
|       | 7. 入院者の行動制限の判定                                       | 法第36条第3項                     |
| 【退院時】 | 8. 措置入院者の措置症状消失の判定                                   | 法第29条の5                      |
|       | 9. 措置入院者の仮退院の判定                                      | 法第40条                        |
|       | ○ 10. 措置入院の解除の判定<br>(※都道府県知事等が指定する指定医による診察の結果に基づく解除) | 法第29条の4第2項                   |
|       | ○ 11. 任意入院者のうち退院制限者、医療保護入院者、応急入院者の退院命令の判定            | 法第38条の7第2項                   |
| 【移送】  | ○ 12. 措置入院者・医療保護入院者の移送に係る行動制限の判定                     | 法第29条の2の2第3項<br>法第34条第4項     |
|       | ○ 13. 医療保護入院等の移送を必要とするかどうかの判定                        | 法第34条第1項及び第3項                |
| 【その他】 | ○ 14. 精神医療審査会委員としての診察                                | 法第38条の3第3項、第6項<br>法第38条の5第4項 |
|       | ○ 15. 精神病院に対する立入検査、質問及び診察                            | 法第38条の6第1項                   |
|       | ○ 16. 精神障害者保健福祉手帳の返還に係る診察                            | 法第45条の2第4項                   |
|       | 17. 上記2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9の職務を行った際の診療録記載の記載義務      | 法第19条の4の2                    |

○印：公務員として行う精神保健指定医の職務（都道府県知事等が地方公務員等として委嘱）